

令和6年度第3回会津若松市廃棄物処理運営審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和6年12月26日(木) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 廃棄物対策課管理庁舎 2階大会議室
- 3 出席者 委員10名
事務局 市民部長、副部長、廃棄物対策課長

令和6年度第3回会津若松市廃棄物処理運営審議会

(次第)

- 1 開会
- 2 諮問
- 3 市長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方について
 - (2) 一般廃棄物処理基本計画の追補(案)について
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会(進行:事務局員)

2 議事(議長)

- ・ 室井市長から平澤会長へ「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」及び「一般廃棄物処理基本計画の追補(案)」についての諮問書を手交

3 市長あいさつ

本日は、お忙しい中、令和6年度会津若松市廃棄物処理運営審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市は、5月20日の「ごみ緊急事態宣言」以来、これまで市民・事業者の皆様と危機意識を共有しながら、街頭での呼びかけや、ごみステーションでの立会い・排出説明、タウンミーティングや地域座談会の開催、事業者団体合会での講演、ガイドブックの全戸配布、テレビ・新聞報道など、これまでにない規模・頻度で、ごみの分別と減量の周知啓発を行ってまいりました。9月から11月までの3か月間の燃やせるごみを前年比12%以上削減することが目標でありましたが、結果は、3か月累計で6.1%の削減となり、目標の達成には至りませんでした。このため、すでに報道等でご存じのとおり、全国約6割の自治体において、ごみ削減効果が確認されている「家庭ごみ処理有料化」について、全ての市民の皆様にごみ減量に取り組んでいただく制度として、導入することを去る12月20日に表明いたしました。

今回諮問させていただいた「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」は、現時点での考え方やスケジュール等を示したものであり、今後、当審議会からの答申をはじめとして、パブリックコメントやタウンミーティングの開催などを通して、広く市民の皆様の意見を伺い、制度内容を「家庭ごみ処理有料化実施方針」として策定する考えであります。

あわせて、市民の皆様の負担軽減に向けた対応として、無料で排出できる資源化品目の拡大等に係る「会津若松市一般廃棄物処理基本計画」の追補についても諮問させていただきました。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場や知見から、調査、審議を行い、答申をいただければと存じます。

結びに、委員の皆様には、今後、ご苦勞をおかけするかと思いますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

4 議事（議長）

- ・ 配付資料の確認
- ・ 委員の半数以上が出席していることから、審議会条例第6条第2項に基づき、会議が成立していることを報告。（委員10名中10名出席）
- ・ 会議は冒頭の諮問のみ公開し、議事は非公開、会議録と資料については原則どおり公開とする。

(1) 家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方について

- ・ 配付資料により、事務局が説明を行い、質疑を行った。
- ・ 質疑応答の内容

【A委員】

1 点目。令和8年3月から新ごみ焼却施設が本格稼働し、令和8年4月からごみ処理有料化となる場合、ごみ排出量が施設の処理能力を超える恐れがあるのではないかと。新施設の稼働後に、現施設を一定期間併用する可能性はあるのか聞きたい。

2 点目。削減目標を達成できなかったために排出量がリバウンドしたり、有料化の直前に排出量が増える可能性があるのではないかと。このような状況の中、令和8年3月までの削減の取り組みが重要になると思うが、今後どのような取り組みを行っていくのか。現時点で目玉となる取り組みがあれば教えてほしい。

【事務局】

1 点目、現施設の稼働延長の可能性については、施設を管理運営している会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおいて検討がなされたが、人員確保と費用負担の問題から困難との結論が出ている。

人員確保については、現施設のオペレーターは新施設で働く従業員として充てられる予定であり、他に一定のスキルが身に付いているオペレーターを確保するのが難しいという問題がある。費用については、2施設を並行運転する場合、2倍の経費がかかるという問題がある。全炉稼働にかかる経費は年間約6億円で、一部稼働の場合でも約4億5千万円かかる。また、その費用は構成市町村で按分することとなるが、広域圏のごみ減量実施計画の削減目標を達成しなかった構成市町村だけで約4億5千万円ないし約6億円を負担することは厳しいと考えている。

こうした状況から、2施設を並行運転することは実現可能性が低いと考えており、広域圏整備組合においても現施設の稼働延長は検討の選択肢に入れていない。

2 点目、排出量のリバウンド及び有料化直前の駆け込みに対する次年度の目玉となる削減取り組みについて。

まず、次年度もしっかり削減していかなければならないと考えている。市で調査したところ、可燃ごみは日々の生活から出てくるものであるため駆け込みが発生しにくい、燃やせないごみ、粗大ごみは一定の駆け込みがあるとの結果が出ている。燃やせないごみ、粗大ごみについては、計画的な排出を周知する必要があると考えている。

燃やせるごみの減量には、資源化を進めていくことや生ごみの減量が大事だと考えている。今年度、民間事業者2社がキエーロの既製品を作成した。一つはパレット廃材を使用したキエーロで、もう一つは会津産の木材を使用したキエーロである。市としては、これらの購入に係る支援を行っていきたいと考えている。また、屋内で使用できるバッグ型コンポストについても市内事業者が取扱いを開始していることから、周知を図っていく。

【B委員】

令和8年3月は有料化していないため、有料化の効果がなく、駆け込みが発生する時期となる。そのときに溢れてしまうごみはどうするのか。

【事務局】

排出量には季節変動がある。令和5年度の2、3月の排出量は、市の目標82.1トンを下回っており、ごみが少ない時期と言える。市が果たす責務は、有料化導入の初年度、令和8年度が終わったときに82.1トンになっていることである。

目標達成できなければ処理できないごみが出てくるとなるが、新施設はピットの容量を増やしたと聞いている。新施設のピットには間仕切りがあるため、その一区画に高くごみを積み上げて置くことができ、容量については一定程度の配慮がされている状況である。

3月は排出量が少ないため、不燃ごみ、粗大ごみが中心になると考えている。それらの積み上げが可能な不燃物等は、一時仮置きすることも考えている。例えば、ゴールデンウィーク等の直接搬入が多い時期にはコンテナを設置し、生ごみを含まないものは一時仮置きするという対応をとるなど。ただし、大量となれば対応が困難かもしれない。それでも一定程度に抑えていかなければならないと考えている。

【B委員】

季節変動やピットが大きくなったという理由でなんとか乗り切ろうとしているようだが、有料化したときに何が起きるかは、どれだけ準備をしても読み切れないと思う。そのため、令和8年4月からとせず、時期を早めて実施したり、一部地域を先行して実施して様子を見るなどしてはどうか。

【事務局】

市でも様々検討したが、準備が間に合わないと思っている。2月上旬に答申をいただいた場合、2月中旬に実施方針を策定し、2月定例会議に条例改正案と予算案を提案する。そこで可決されれば準備を進めることになるが、ごみ袋作成に係る契約の難易度が高く、時間がかかる。業者選定、製造・販売網の構築、市民の皆様から納めていただいた手数料が市に正しく入る仕組みの構築等に9か月かかると聞いている。委員がおっしゃるように、令和8年3月から有料化することは可能かもしれないが、契約等でトラブルがあると遅れが生じてしまう。

また、本市は、4月から翌年3月までの1年間のごみカレンダーを作成し市政だより3月号と同時配布しているが、3月の1か月分のみ従来と異なる出し方や対象品目を周知啓発することはハードルが高いと考えている。

そうした周知啓発で二重の経費がかかったり、トラブル等により遅延が生じることで市民の皆様の混乱を招いてしまう恐れがあることを踏まえると、4月導入がよいと考えた。

【B委員】

だいぶ理解できた。

粗大ごみや不燃ごみも一定程度の駆け込みはあると思う。そこで提案だが、例えば、事前に粗大ごみのイベント回収を行い、その際に周知啓発もすれば、地ならしになるのではないかな。

【事務局】

事前周知により計画的な利用を促すことを考えていたが、イベント回収は他自治体でも行っている事例があるため、今後検討していく。

【C委員】

1点目、文章の改良について。3ページ目の「3 ごみ緊急事態宣言の結果」の部分。緊急事態宣言について認知はされているが目標は達成はできなかった、とあるが、一部の方であっても非常に多くの方が協力してくれたことにより6.1%削減できたということをしきんと評価し、頑張った人を認めてほしい。

文章としては、今回は一部の方のみであったため目標達成できなかったが、より多くの市民が参加することで本年度目標の12%減、最終目標の16.4%減という目標を達成することができ、新施設に移行することができる、という流れで書くと理解しやすいと思う。

協力者を増やしてごみ減量を継続していくために、一部の方の努力による減量についても評価した上で、最終目標の16.4%の削減が実現可能な目標であり、かつ、達成しなければならない目標であることを文章上に表現してほしい。

2点目、ゼロカーボンシティとの関係の記載について。ゼロカーボンシティとの関係が、唐突に出てきているという印象を受けた。ゼロカーボンとごみ問題の関係は、市民の方にはまだ理解されていないと感ずるため、「市の将来をつくるためにも」という見せ方をしてはどうか。意識を持った市民は増えているため、そういう方たちが行動に移るような表現にしてほしい。ぜひ、基本計画等の案に、宣言後の取り組みの評価を入れてほしい。

3点目、資料1-4の達成状況について。家庭での生ごみ減量が大きな課題となっているため、キエーロの補助等を来年の計画に入れてほしい。また、基本的考え方のところ、生ごみの減量に重点的に取り組む必要があると記載してほしい。

4点目、古着について。拠点回収から月2回のステーション回収にすると、かなり費用がかかるのではないか。

【事務局】

文章の改良については承知した。

古着・古布については、資料2-2をご覧ください。古布の資源物回収を始めた場合、状態の悪いものも含め、様々な品目を収集することになる。経費については「6 処理体制の構築及び実施時期」に記載している。古布回収の経費にごみ処理有料化手数料を充当することで、市民の方が有料の指定ごみ袋で出すごみを減らせるのではないかと考えている。

【議長】

できるだけ多くの意見を聞きたいので、ひとり1分程度でご発言ください。

【D委員】

他の委員からの意見を聞き理解できた。質問はない。

【E委員】

だいたい理解した。粗大ごみについて、一時的には駆け込みがあると思うが、その後は減っていくと見込まれるだろう。

【事務局】

粗大ごみについては、引っ越し等で年度末に増える傾向がある。粗大ごみをすぐに出す必要がない方には計画的に出していただいたり、すぐに出す必要がある方にはきちんと対応できるよう、今後検討していく。

【F委員】

特になし。

【G委員】

他の委員からの質問等で理解できた。やはり、一人ひとりの意識改革が必要だと感じた。手数料を負担することで関心が高まり、ごみ減量にもつながると思うため、有料化に賛成する。

【H委員】

記名方式について確認したい。記名を気にされる方もいると思うが、姓のみなど、性別がわかりにくいような記載方法は考えているか。

【事務局】

市もそのような懸念はある。山谷先生の講演で、約6割の方が記名することでごみ減量に効果があると示されているが、不安を抱かせないために記名を義務付けではなく協力制にした。

また、記名とはしたが、町内会が記号や番地、名字のみにより運用することも全く問題ないと考えている。誰が出したかわかるようにすることで、町内会の負担も減ると思う。記名する人が増えれば、記名していない人が誰なのかもわかってくるため、きちんと分別しなければならないという気になりやすいと聞いている。

プライバシーの観点から記名に協力いただけなかった場合でも、収集はする考えである。

【I委員】

周りに農家が多く、野菜を収穫した後の蔓や枝葉を燃やしているのを見ることがあるが、本来は燃やしてはいけないと思う。

【J委員】

家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方は、最終稿ではなく改定の余地があるということではよかったか。

【事務局】

基本的考え方自体は最終稿である。ただし、これをもとに実施方針を作っていく予定のため、皆様からのご要望があれば追加可能である。

【J委員】

まず、図や表がどの文章と対応しているか分からないため、文章にどの図表を参照するのか書いてほしい。また、箱ひげ図は一般になじみがないため、詳細な説明が必要だと思う。

次に、一市民としての意見だが、ごみとして出るものはプラごみが多い。これは消費者が努力できるどころではなく、メーカーの問題である。過剰包装は一つの市町村では解決できない部分だと思う。

最後に、袋の大きさについての意見だが、私は日常生活でスーパーのレジ袋の半分程しかごみが出ない。有料化の袋のサイズは10ℓが最小だが、一人暮らしの方に10ℓも必要か。5ℓもありかと思う。

【事務局】

現在市販されているごみ袋は、45ℓが最も安価で大きいサイズのため、多くの方がそれを使っているが、有料化するとごみ袋のサイズがどんどん小さくなると伺っている。具体的には、20ℓを使う家庭が最も多くなり、次が10ℓとなる。40ℓの袋はほとんど売れなくなっていく。

委員の仰るように、一人暮らしの住民を中心に、10ℓでも大きすぎるという声はあるかと思う。5ℓは全国的にも事例があり、また、小さいサイズを示すことで、より少ない負担を実現でき、ごみの減量にもつながると思われるため、検討していきたい。

【B委員】

ごみ有料化を行っていくうえで、どのようなごみ袋を作っていくのか。福島市ではごみ区分の名前を変更しようと考えているようだが、会津若松市でも会津らしいごみの名称を考え、機運を盛り上げたらどうかと思う。

次に、古布回収について。リユースはせずに全てリサイクルするという話だったが、郡山市ではリユーススポットを作り、その場で引き取ってもらうというやり方をしている。会津若松市でもやってみたらどうか。郡山市では、古着と同様に食器なども扱っている。また、有料化による手数料収入の使途にも関わってくるが、リユーススポットの運営には人件費や場所代などもかかることから、市民還元の一つの手段として、リユーススポットの運営を行うのもよいのではないか。市民サービスと有料化を並行して行い、少しでも住民の負担を減らすことを考えていく必要がある。

もう一つ気になっているのは、減免についてである。現在、減免の対象となるのは燃やせるごみのみだが、生活保護を受けている方も、燃やせないごみや粗大ごみの排出はある。このままだと燃やせるごみに異物が混入するリスクがある。燃やせないごみや粗大ごみに関しても、減免を検討してはどうか。

【事務局】

福島市のごみの名称の件は、ごみ減量の本質ではないと考える部分もあるが、市民の盛り上げという点では参考にはできる。

リユーススポットについては、ジモティースポットを運営する自治体が増えており、また、市でも、市民協働事業において類似の提案を受けたばかりである。そういう方々の協力を得ることができれば、場所は市が、運営は市民の方が行うことでリサイクルを推進することができる。今後、どうしても不要なものを処分するというサイクルを作っていくように進めてまいりたい。

減免については、不燃ごみを含めるべきか迷ったところである。全国の自治体では、申請方式を採用しているところと、プッシュ型で該当者に引換券を送る方式を採用しているところの2種類があるが、先行自治体では申請方式が多い。しかし、申請方式は事務負担が非常に大きく、市の職員がどんどん少なくなっていくことを考慮すると、適切に支援していくためにはプッシュ型を採用する方がよいと思っている。

不燃ごみは、一定程度排出されることから、減免対象にするかどうかの検討の余地があると考えているが、粗大ごみの排出量は人によって大きく異なる。

また、生活保護所管課からは、公平であることと、転売などの不正が生じない制度としてほしい旨の意見があった。実は、ごみ有料化自治体のうち、超過従量制を採用している自治体では、ごみ袋が一定枚数配布され、不足分を自身で高額な値段で買うという仕組み上、フリマアプリ等での取り引きが多数ある状況となっている。減免により生活に必要なものを支援するはずが、袋を転売し、自身のごみをその辺に捨てるというようなことが起きれば、制度の適正な運営に支障が出ると考えた。そのため、確実に排出される燃やせるごみのみとしてはどうかと考えたところである。この点については、委員のご意見を伺いたい。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の追補（案）について

- ・ 配付資料により、事務局が説明を行い、質疑を行った。
- ・ 質疑応答の内容

【C委員】

古布の回収頻度について、月2回となっているが、月1回でよいのではないか。回収費用がかかることや、実際に排出する時期が概ね決まっていること、ひとりの人が毎月出すことはないこと、ごみ収集車のCO2排出量が増えることを考えると、月1回でも十分ではないかと思われる。

かさばるとしても、月2回も回収しなければならない程のものかと感じた。どのくらいの量を想定しているのかも含め、月2回とした根拠があれば聞きたい。

【事務局】

試算や根拠は資料2-2でお示ししたとおり。現在の燃やせるごみの中には、市内で年間最大1,000トン程度古布が混入していると考えており、協力する市民が25%から50%いると仮定すると、古布のステーション回収を行う場合、これまで通年で行ってきた古着の拠点回収で回収した年間30トンと比較して、大きな規模で回収することができる。なお、回収量の見込みに幅があるのは、令和5年度と令和6年度第3四半期までのごみの組成の違いによるものである。

回収頻度については、検討させていただく。月1回でもいいかもしれないが、古布回収を開始する際に、多くの市民が一度にたくさん出すのではないかという考えもある。その場合、ステーションに山積みになってしまったり、回収容器が早く傷んでしまうという問題が生じるため、どうするかを含めて今後検討していく。

【B委員】

古着を月1回の回収にする場合は特にそうだと思うが、イベント回収やリユーススポットの運営などをセットで運用する方がよい。月1回の排出日に出し忘れたら次回まで保管するというよりは、リユーススポット等に持ち込めば排出できるということが望ましいと思う。回収頻度を減らせばその分支出は減るため、リユーススポット等の運営費に充ててはどうか。

また、リユーススポットを導入することで、古着にとどまらず、様々なものが持ち込まれると思う。粗大ごみの減免についても、リユーススポットに持ち込めればよいのかなと思う。なお、搬入に関しては、行政が手数料収入で支援してはどうかと思う。

【事務局】

郡山市の資源物回収スポットマップは当市でも参考とし、現在、掲載事業者を募集中である。回収スポットについては、例えば、古着の回収等を行っているアマルクなど、民間事業者と協力していく。その上で市民協働についても検討していこうと考えている。

【B委員】

民業の底上げは大切なことだと思うが、そのような事業者をよく知らない市民の方も多くいる。行政がリユーススポットの運営やイベント回収を共催するという状況になれば、市民も集まりやすくなる。

【事務局】

承知した。

【J委員】

毛布や布団はどこの分類になるのか

【事務局】

現在は、古布は燃やせるごみとして分類している。また、古布回収が始まって、綿が入ったものはリサイクルの難易度が高い。市内の事業者には布団等のリサイクルにつ

いて情報収集を依頼しており、今後、布団や毛布のリサイクルも可能になればと思っている。

もしリサイクルできない場合は、引き続き燃やせるごみとして出してもらうこととなる。現在もパッカー車による回収の都合上、小さくたたんでから縛って出している。なお、カーペットなど、小さくたためないものについては、粗大ごみで受け付けることがある。

【J委員】

布団は濡れると重くなることから、雨の日に出されていると残念に思う。

【事務局】

委員が仰るように布製品は濡れると重くなることから、引っ越し等急いで出す理由がなければ、晴れている日に出すよう市民に伝えている。

【B委員】

図4の見方がよくわからないため、教えてほしい。

【事務局】

資料1の5ページに記載されている図4は、山谷先生の資料をそのまま使わせていただいている。青の棒グラフはごみ処理有料化を導入した翌年度の実績、赤の棒グラフは有料化導入の5年目の実績である。横軸がごみの量の増減、縦軸が自治体数となっている。ごみ処理有料化を導入した翌年度では、ごみが10～20%未満減少した自治体数が最多となっている一方で、5年目には20～30%未満減少となった自治体が最も多くなっている。このことから山谷先生は、全体の傾向として、有料化を導入して時間が経つと、制度が浸透してごみの減量が進んでいくと示している。

【B委員】

図4の見方は理解した。

5年後に20～30%未満減少となった自治体の手数料水準がどの程度なのかはわからないのか。

【事務局】

わからない。ただし、山谷先生が公表している資料の中に、有料化導入後にどの程度のごみの量になったかと、そのときの手数料水準を示した資料があり、それをもとに図6から図8の箱ひげ図を作成している。同様の手法で手数料水準を把握できる可能性はある。

【B委員】

手数料水準を決める際の根拠となり得ることから、この点がわかればより説得力のある資料を作成できると思う。

ごみ緊急事態宣言で排出量をフォローしていたが、今後もやっていくのか。

【事務局】

未定である。目標未達成という結果が出たことから、有料化等の取り組みを進めなければならないとは考えていたが、市民の皆様にごみ減量に引き続き取り組んでもらうことや、その成果が見える化することについては、今後検討していきたい。

【事務局】

減免について、燃やせないごみや粗大ごみを含めるべきかについて、委員の意見を伺いたい。

【B委員】

生活保護受給世帯でどのくらい出されているのかというデータはあるか。

【事務局】

ない。属性ごとにごみの排出量を計ることはプライバシーの問題となることから、市はその属性ごとのごみの量を精緻に把握する立場にない。参考に用いているのは全市のデータとなる。

【B委員】

把握したくてもできないということか。

【事務局】

例えば、生活保護受給者の方にごみの排出量を計らせてほしいと伝えて分析しても、普段の状況とは異なってしまう恐れがある。逆に、無断で行った場合、なぜ隠して行うのかという反発や恐怖を与えてしまう。このようなプライバシーに関することについては、市は実施しないというのが基本的な考え方である。

ある属性の方であっても、市の平均的状況を適用することには合理性があるため、その中で考え方を構築していく方がよいと考えている。

【C委員】

申請制ではないことの難しさがあると思う。生活保護の方であれば、月に1～2回は市の窓口に来庁することがあると思うため、手間かもしれないが、その際に申請してもらってはどうか。

【事務局】

申請制については、様々な検討を行ってきたが、難しいという結論に至っている。生活保護事務は地域福祉課が所管し、児童扶養手当はこども家庭課が所管している。実際にこれらの窓口で申請しても、審査するのは廃棄物対策課となるため、事務手続き上の問題がある。また、配布する引き換え券等は金券と同じ扱いのため、職員においても厳密な管理が必要となる。職員による不正や盗難の危険性を考えると、プッシュ型の方がリスクが少なく、合理的な減免ができるかと考えたところである。

委員のお考えの趣旨が、燃やせないごみについても一定程度減免すべきというものであれば、対象者に燃やせないごみ用のごみ袋引換券を送付するということはあり得ると思っている。

不燃ごみは減免の可能性があると考えているが、粗大ごみは、申請制が難しいこと、排出量が人によって異なることから、減免は難しいと考えている。

【J委員】

健康福祉部と意見交換を行ったのか。あるいは、今後、意見交換をする機会があるのか。

【事務局】

協議は実施済みで、減免や要配慮者について意見をいただいた。

健康福祉部からは、生活保護と児童扶養手当を受給する世帯に限った対応でよいのではないかという意見があった。

市としては、おむつを無料排出の対象とすることによって、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し十分に手当てできるため、経済困窮や一人親世帯への配慮を行うことで、適切な配慮となるのではないかと考えている。

【J 委員】

制度が開始された後でも、見直しはあり得ると考えてよいか。

【事務局】

制度の見直しには一定の余地があると思うが、減免の基準については、厳格に定めるべきと考えている。具体的には、条例に基づき定める規則において、対象世帯やごみ袋の配布枚数などを明確に定めるべきと考えている。それを明記することで市の立場を示し、対象者への減免を行っていくことになる。このことから、頻繁に変えるのではなく、ごみの排出量や経済状況など、変えるべき明確な根拠をもとに制度の変更を行っていくこととなる。

有料化都市のアンケートを見ても、有料化制度を変えたことがない自治体が9割以上である。このことから、一旦制度を決めると、それを基本として制度が数年間続くと考えられるため、今回しっかり決めていきたいと考えている。

【J 委員】

とりあえず制度を開始してみて、後で変えようというのは簡単ではないということか。了解した。

【B 委員】

粗大ごみの減免が難しいということは事務局の説明でわかった。しかし、燃やせるごみのごみ袋のみを配布すると、なんでも燃やせるごみに出していいという誤ったメッセージに受け取られかねない。燃やせないごみのごみ袋も配布すべきというのが個人的な考えである。ただし、何枚配るべきかについては、難しい問題だと思う。

【事務局】

市全体での不燃ごみの量はわかっているため、そこに当てはめて配布枚数を見込むことはできる。委員の皆様から燃やせないごみも対象にすべきだという意見をいただけるようであれば、それも検討してまいりたい。

5 その他

- ・ 特になし

6 閉会（事務局）